

1. ODAの経済的意義（経済援助とりわけODAと民間資金の動向）

- ODAとは一定の経済援助（ODAの3要件）
- 米国が金額ベースでは他国を凌駕する圧倒的に多額のODAを交付。9.11以降急増。金額ベースは2011年は2000年の3.66倍【資料1、3】。しかし、対GNI比0.2%にとどまる（1990年の対GNI比は0.1%）【資料2】（米国は1980年代以降極めて順調な経済成長を実現。1990年の米国GDPは1980年の2倍。2000年は1990年の1.72倍。2010年は1990年の2.5倍。日本は、1990年は1980年の2.86倍。2000年は1990年の1.52倍。2010年は1990年の1.77倍にとどまる【資料10、11】）。米国のODA総額急増は9.11だけでなく順調な経済成長も原因。
- 1990年代までは、途上国資金流入のうち、ODAと民間資金はほぼ拮抗。しかし、2011年現在、民間資金（直接投資+間接投資）はODAの2.4倍。【資料4】
- 民間資金は、石油ショック以降急増。しかし、米国金利上昇等によりいったん減少。1990年代に入りさらに急増（直接投資、間接投資とも。国際的資金還流顕著）。アジア通貨危機やリーマンショック等の先進国経済危機により急減、その後の急増を繰り返す。民間資金は先進国景気動向に左右され、流入先も限定（最貧国にほとんど流入しない）。気まぐれな性格。直接投資だけでなく商業銀行借款や証券投資等の急増。アジア通貨危機とリーマンショックでは資本収支危機顕著（英米は直接投資すら急減・引き揚げ）【資料7、8】
- NGOによる贈与は少額。2011年現在、ODAはNGO贈与の4.4倍（NGO贈与はODAの5分の1程度）。差は年々拡大。NGOは国際協力の主役ではない【資料5】
- ただし、米国のNGOの贈与は桁違いに大きい。2011年現在、米国のNGO贈与は日本のODAの2.15倍。NGOの北（米国）への偏在顕著。しかも、マネーゲームあるいはIT革命の結果顕著（2000年は1970年の8.04倍。2011年は2000年の2.48倍）【資料6】
- 1990年代までと状況は一変。1990年代までの思考を2000年代以降に当てはめると大きな間違いを犯す恐れ

2. 国連ミレニアム開発目標の行為規範化あるいは国際慣習法化の検証

（1）国連ミレニアム開発目標

- 8つの目標、18のターゲット、48の指標
- 1990年代の国際開発目標を統合
- 2015年までに極度貧困半減等の目標は1996年OECD新開発戦略から借用
- 1961年第1次国連開発の10年、1970年第2次国連開発の10年、1980年第3次国連開発の10年、1990年第4次国連開発の10年は経済成長目標（第1次で途上国全体平均5%、第2次で6%、第3次・第4次で7%）と援助目標（第2次・第3次・第4次で援助対GDP比1%、ODA0.7%）。経済成長は第1次で達成（第2次、第3次、第4次は未達成）。1990年第4次（A/RES/45/199）では経済成長目標や援助目標は第3次同等を維持。極度貧困削減等を追加。

（2）援助関連の目標

目標8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- 8.A: さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する（良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。）
- 8.B: 後発開発途上国の特別なニーズに取り組む（後発開発途上国からの輸入品に対する無税・無枠、重債務貧困国（HIPC）に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、貧困削減にコミットしている国に対するより寛大な ODA の供与を含む。）
- 8.C: 内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む（小島嶼開発途上国のための持続可能な開発プログラム及び第 22 回国連総会特別会合の規定に基づく。）
- 8.D: 債務を長期的に持続可能なものとするために、国内及び国際的措置を通じて開発途上国の債務問題に包括的に取り組む。

ODA

8.1 ODA 支出純額（全体および後発開発途上国向け）が DAC 諸国の GNI に占める割合

8.2 基礎的社会サービスに対する DAC ドナーの分野ごとに配分可能な二国間 ODA の割合（基礎教育、基礎医療、栄養、安全な水及び衛生）

8.3 DAC ドナー諸国のアンタイド化された二国間 ODA の割合

8.4 内陸開発途上国の GNI に対する ODA 受取額

8.5 小島嶼開発途上国の GNI に対する ODA 受取額

市場アクセス

8.9 貿易キャパシティ育成支援のための ODA の割合

債務持続可能性

8.10 HIPC イニシアティブの決定時点及び完了時点に到達した国の数

8.11 HIPC イニシアティブ及び MDRI イニシアティブの下でコミットされた債務救済額

8.12 商品及びサービスの輸出額に対する債務返済額の割合

（3）履行状況の定期的監視メカニズム

2002 年 3 月、メキシコのモンテレーで開かれた国連開発資金国際会議

2005 年 9 月、ミレニアム開発目標国連首脳会議

2010 年 9 月、ミレニアム開発目標国連首脳会議

我々は、目標 8 達成に向け、以下を含む進展の加速にコミットする。

2015 年までに途上国に対する ODA の GNP 比 0.7% 目標を達成するという多くの先進国によるコミットメントを含む、すべての ODA コミットメントの履行が重要。ドナー国は既存のコミットメントを達成するよう援助支払いの割合を上げるために必要で適切なすべての措置をとるべきである。未履行の先進国に対して、彼らのコミットメントに従い 0.7% 目標等に向けた更なる具体的努力を求める。また、民主的ガバナンスや、透明性及び説明責任の改善の重要性を強調。（パラ 78f）

2002 年より、国連事務総長、進捗状況年次報告書毎年提出

2005 年より、5 年毎に達成状況包括的報告書提出

2004 年より、IMF と世界銀行のグローバル・モニタリング・レポート（GMR）毎年提出

（4）行為規範化あるいは国際慣習法化したとの学説

- ・ 目標 8 以外は国際慣習法化しているとの学説（Philip Alston）

- ・ 女性の人権あるいは水や衛生の権利

しかし、あくまで少数にとどまる

(5) GNI 比 0.7% 目標の実現状況

- ・ 発展の権利に関連する学説以外では、援助目標が国際慣習法化しているとの近年の国際法学説は見られない(発展の権利宣言 3 条 3 項相互協力義務、同 4 条発展実現個別的集团的措置義務)。ミレニアム開発目標に発展の権利が含まれるとの学説あり。目標 7 で持続可能開発を規定(目標 7 環境の持続可能性確保、ターゲット 7.A: 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる)
- ・ 援助義務の法・政治哲学説として Beitz、Singer、Rawls が代表的。Qureshi は Rawls を引く。しかし、Beitz や Rawls は干渉を正当化しており、保護する責任論に近いのではない。
- ・ 少なくとも第 2 次国連開発の 10 年において GNP/GDP 比目標定められるも、実現程遠い。2011 年 GNI 比 0.7% の達成国はスウェーデン(1.02)、ルクセンブルク(0.97)、ノルウェー(0.96)、デンマーク(0.85)、オランダ(0.75) の 5 か国のみ。うち、ルクセンブルク以外は 1970 年代の半ばに 0.7% を突破。【資料 2】
- ・ しかし、大半の国はむしろ逆行。フランスは半減(1960 年代 1.35 から 2011 年 0.46) ただし、G7 では、米、日、伊を除く 4 개국(英仏独加) は 2000 年以降ミレニアム宣言実現に向けて増額傾向にある(2015 年達成無理であるが)。【資料 3】
- ・ 一般的に、国際開発法などの学説は途上国の定義の入り口でとどまる。しかし、定義をさておき、DAC 構成国だけ見ても、援助疲れ明白
- ・ これまでの援助状況から見て、先進国全般が途上国全般に対する援助義務を負うと一般国際法が存在するとは言えない(一部の国が目標実現するのみ)。
- ・ しかし、特定の国に対する援助義務(例えば重債務貧困国に対する債務免除) ならば、義務が存在するかもしれないので、検証する

3. 債務再編・免除

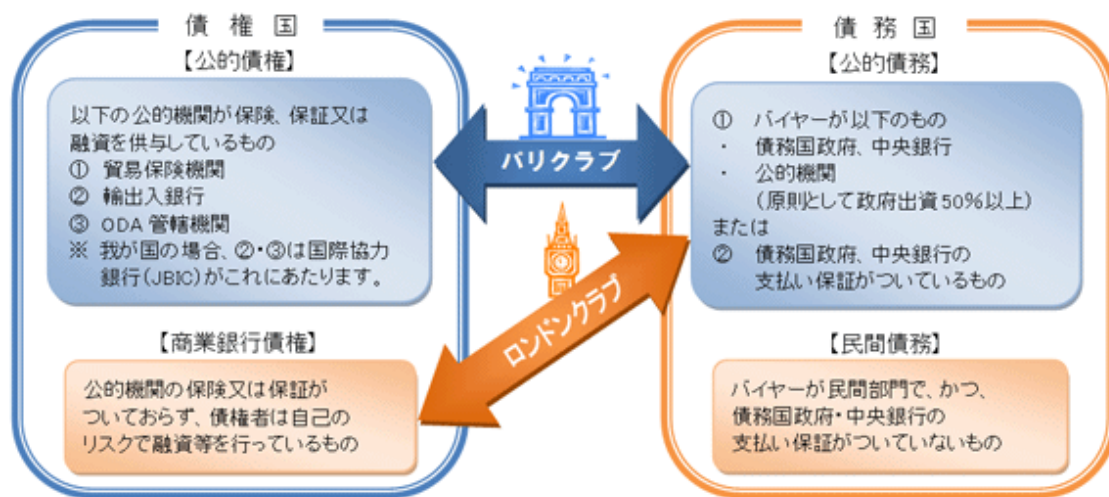
(1) 債務再編・免除の方法と動向

パリクラブ

- ・ 1956 年、アルゼンチンの延滞対外債務の繰延を契機に組織
- ・ 19 개국で構成(日本、米国、カナダ、フランス、ドイツ、オーストリー、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、アイルランド、イタリア、スイス、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン、ロシア、オーストラリア)
- ・ ①ケース・バイ・ケース原則、②コンセンサス原則、③IMF 融資前提、④連帯原則(有利合意取付禁止)、⑤同等性原則(非パリクラブ債権国、民間債権者、ボンド債権者に対してパリクラブで合意された条件と同程度の条件でリスク合意する義務)
- ・ パリクラブでの合意議事録は基本的な繰延条件を決めただけ。参加債権国は債務国と交換公文で約束。
- ・ これまでに、90 개국、429 回、5730 億ドルを再編

ロンドンクラブ

- ・ 民間金融機関が保有する債権の繰延べについて、民間金融機関で債権者団を形成し債務国政府と交渉(問題点) 二国間公的債権と商業銀行債権が減少。代わって債券保有者が急増。債券保有者はロンドンクラブ非対象。



救済措置	クラシックターム	トロントターム	ヒューストンターム	ロンドンターム	ナポリターム	リヨントーム	ケルントーム
導入時期	パリクラブが債務国に適用する標準ターム	1988年5月トロントサミット ↓ ロンドンタームに置換え	1990年7月ヒューストンサミット	1991年7月ロンドンサミット ↓ ナポリタームに置換え	1994年7月ナポリサミット	1996年6月リヨンサミット ↓ ケルントームに置換え	1999年6月ケルンサミット
適用対象国		最貧国	低中所得国	最貧国	最貧国	重債務貧困国 (HIPC)	重債務貧困国 (HIPC)
削減率	なし	33%	なし	50%	67%	80%	90%もしくはそれ以上 (我が国を含めG7は100%)
繰延期間	10年 (うち据置5年)	最長で25年 (うち据置14年)	ODA:最長で20年 (うち据置10年) 非ODA:15年 (うち据置2~3年)	最長で30年 (うち据置12年)	最長で40年 (うち据置16年)	最長で40年 (うち据置16年)	最長で125年 (うち据置65年)
概要	IMFプログラムを締結し、リスクが必要とされた債務国に対して、原則として10年(うち据置5年)の繰延	非ODA債権の33%削減 最長で25年(うち据置14年)の繰延	ODA債権は最長で20年(うち据置10年)の繰延 非ODA債権は15年(うち据置2~3年)の繰延	非ODA債権の50%削減 最長で30年(うち据置12年)の繰延	非ODA債権の67%削減 最長で40年(うち据置16年)の繰延	80%の削減 最長で40年(うち据置16年)の繰延	ODA債権は100%、非ODA債権は90%又はそれ以上90%削減の場合、最長で125年(うち据置65年)
特色	パリクラブによる債務救済の必要性を示す適切なIMFプログラムを実施している国はクラシックタームによる措置を受けられる	最貧国向けに、初めての削減ターム	最貧国向けには、トロントタームが既に適用されていたので、低中所得国向けに新たに設けられた	トロントタームを拡充・強化し、削減率の引き上げ及びストックベースリスク移行の検討	ロンドンタームを拡充・強化し、削減率の更なる引き上げ、繰延期間の長期化を実現 従来のマチュリティーベースリスクに加え、ストックベースリスクをも選択肢として可能にした	重債務貧困(HIPC)の国際機関(IMF、世銀等)に対する債務負担の軽減を含む包括的な債務救済措置	リヨントームをさらに拡充・強化したターム ODA債権はボランティアベースで帳消し

1991年にピークを迎えるソ連・東欧諸国への債務再編
 2005年にピークを迎える重債務貧困国救済(債務免除)
 (2003年のエビアン・サミットでHIPC非対象低中所得国も対象に債務削減)【資料9】

(2) ジュビリー2000による運動

(3) 重債務貧困国救済

1996年 重債務貧困国 (HIPC) イニシアティブ (←リヨンサミット)

1999年 拡大HIPC (←ケルンサミット) 対象国拡大、救済対象拡大

拡大HIPCイニシアティブ対象国、支援の適格国・潜在的適格国 (2009年5月15日時点)		
完了基準に達した国 (24カ国)		
ベナン	ガイアナ	ニジェール
ボリビア	ホンジュラス	ルワンダ
ブルキナファソ	マダガスカル	サントメ・プリンシペ
ブルンジ	マラウイ	セネガル
カメルーン	マリ	シエラレオネ
エチオピア	モーリタニア	タンザニア
ガンビア	モザンビーク	ウガンダ
ガーナ	ニカラグア	ザンビア
暫定救済を受けている国 (判断基準と完了基準の間) (11カ国)		
アフガニスタン	コンゴ民主共和国	ハイチ
中央アフリカ共和国	コートジボワール	リベリア
チャド	ギニア	トーゴ
コンゴ共和国	ギニアビサウ	
判断基準前の国 (6カ国)		
コモロ	キルギス共和国	スーダン
エリトリア	ソマリア	

免除条件

決定時点①IDA 融資・PRGF 適格、②持続不可能な債務に直面、③PRSP策定

完了時点①IMF 世銀のコンデショナリティ実施、②PRSP 1年実施

2005年 多国間債務救済イニシアティブ MDG 実現のため、IMF、IDA、アフリカ開発銀行が100%免除、
2007年米州開発銀行が削減

- ・ 完全免除は史上初。パリクラブは再編
- ・ しかし、HIPCイニシアティブはパリクラブ構成国だけを対象としており、HIPCイニシアティブへの債権国の参加は任意 (25%程度の小規模国際機関及びパリクラブ非構成国の債権が有効、民間債権者が国内訴訟で勝訴 (ザンビアの Donegal International のケース、債務再編の事例ではペルーの Elliott のケース))
- ・ 債務免除はHIPCのみ。一般慣行が存在しない。しいて言えば不可抗力なのか。
- ・ IMF 協定改正。しかし、IBRD 協定改正予定なし (加重投票制度、5大出資国指名理事制度温存)

5. ブレトンウッズ機関に対する途上国の変革要求

(1) IMF 融資急増と増資、借入、協定改正
(融資)

2008年 ウクライナ、ハンガリー、アイスランド

2010年 ギリシャ、アイルランド

2012年現在、約3300億ドルを融資約束

欧州経済危機が継続（ハンガリーでギリシャ同様粉飾が判明。オーストリアが巨額融資）

2010年 欧州金融安定基金(EFSF) 発足（EU諸国4400億ユーロ、ESM600億ユーロ、IMF2500億ユーロ）

2012年 欧州安定メカニズム（ESM）発足（新規融資枠5000億ユーロ）

（増資と借入）

2010年 第14次増資 2倍の4,768億SDR（約7200億ドル）に（未発効）

- ・ 9,050万トロイオンス（2,814.1メトリックトン）の金保有
- ・ 新規借入取極（NAB）1998年開始、当初はG10等25か国対象。2009年3倍に拡大、38か国から最大3,700億SDR（約5,700億ドル）BRICSやサウジ含む
- ・ 一般借入取極（GAB）1962年開始、1983年拡大、主要先進国11か国から最大170億SDR（約260億ドル）サウジから別途15億SDR

増資による出資比率の変化（加重投票制度への影響）+5大出資国指名理事制度廃止

先進国出資比率低下（60.5%→57.7%、G7で45.3%→43.4%）

IMF出資比率	11次増資(1998)	14次増資
米国 1→1位	17.67	17.41
日本 2-2	6.56	6.46
中国 6-2	4.0	6.39
ドイツ 3-4	6.11	5.59
イギリス 4-5	4.5	4.23
フランス 4-5	4.5	4.23
イタリア	3.31	3.16
インド	2.44	2.75
ロシア	2.49	2.71
ブラジル	1.78	2.32
5大出資国	39.34	-

SDRの構成 米ドル：ユーロ：英ポンド：日本円＝4：3：1：1

85%同意条項＝出資額変更、IMF協定改正（28条）、SDR構成変更等

（2）IMF融資早期返済、脱退

（早期返済）

2003年 タイ繰り上げ完済

2005年 ブラジル、アルゼンチン繰り上げ完済

2006年 インドネシア、メキシコ、ロシア、フィリピン繰り上げ完済

（パリクラブも早期返済相次ぐ。2005年ポーランド、ペルー、ロシア、アルジェリア、ブラジル、ナイジェリアが繰り上げ返済）

（脱退）

2006年 ベネズエラ、IMFとIBRD脱退

ザンビア、ガーナ PRGF辞退

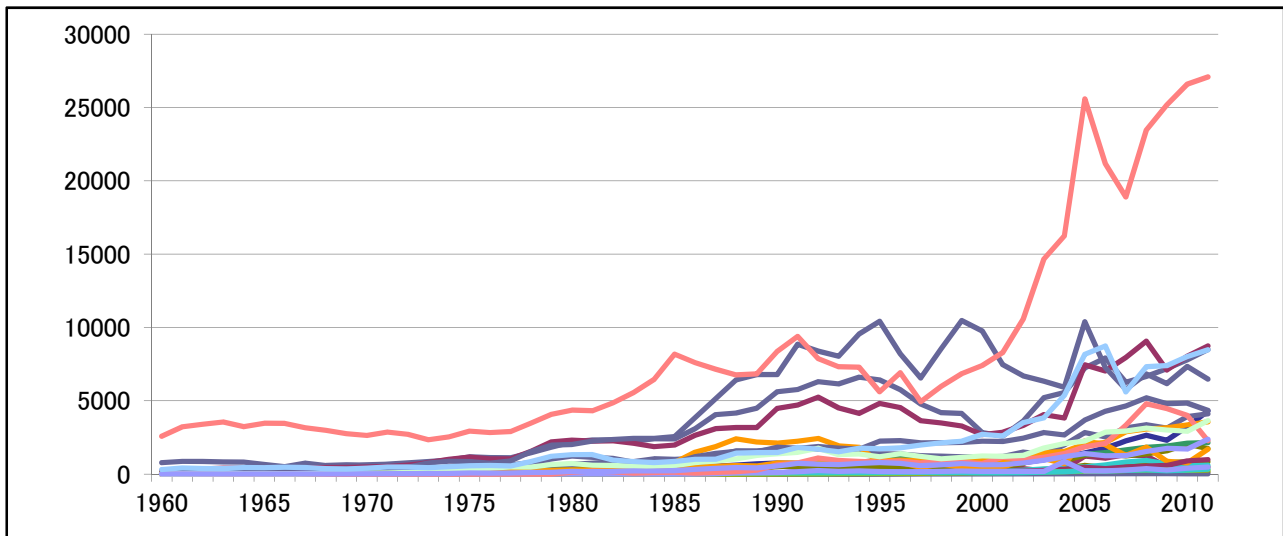
6. 結言

- 一般国際法上援助義務や債務免除義務は存在しないであろう。債務免除につき不可抗力を上げる学説が見られる程度。
- 援助、債務免除、通貨・金融の分野では、激しい南北対立が現存。先進国は引き続き現体制の維持を図るものの、一部の巨大途上国（新興国）は先進国中心の制度に挑戦。先進国は不承不承応じる姿勢
- しかし、欧州危機の動向次第では、国際資本移動や通貨金融体制にリーマンショック以上の深刻な影響があるおそれ。また、米国の量的緩和縮小も国際資本移動や通貨金融体制に深刻な影響（1994年メキシコ通貨危機の一因は米国の金融引き締めにあると言われる）。中規模・大規模途上国が先進国中心の制度に抵抗・挑戦するも、今後の経済動向によれば、再び1980年代の累積債務問題（失われた10年）に戻る恐れも。

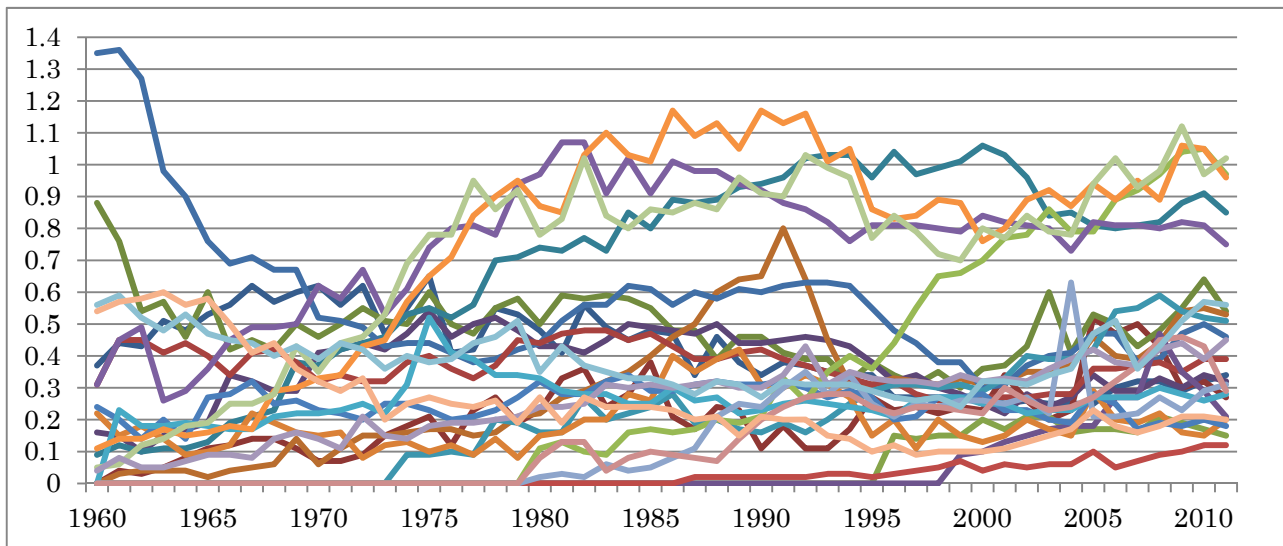
(参考文献)

- 「誰が誰をどれほど助けるか」ーグローバル化時代の倫理学ー、関西倫理学会編『倫理学研究』40号（2010年）
- 飯田敬輔「国内経済マネジメント体制と国際経済秩序改革 B R I C S による国際経済秩序改革要求を中心に」『国際問題』618号（2013年）
- 久保田隆「国際金融システム改革の法的検討ー国際機関間の連携強化と collective action clausesー」『国際商事法務』28巻9号（2000年）
- Asif Hasan Qureshi, Andreas R. Ziegler, "International Economic Law", Sweet&Maxwell, 2011.
- Philip Alston, 'Ships Passing in the Night: The Current State of the Human Rights and Development Debate seen through the Lens of the Millennium Development Goals', "Human Rights Quarterly" 27-3, 2005.
- Philip Alston and Mary Robinson, "Human Rights and Development Towards Mutual Reinforcement", Oxford University Press, 2005.
- OECD International Development Statistics (IDS) online databases <http://www.oecd.org/dac/stats/>
- 日本貿易保険ホームページ <http://nexi.go.jp/accident/paris-club/>

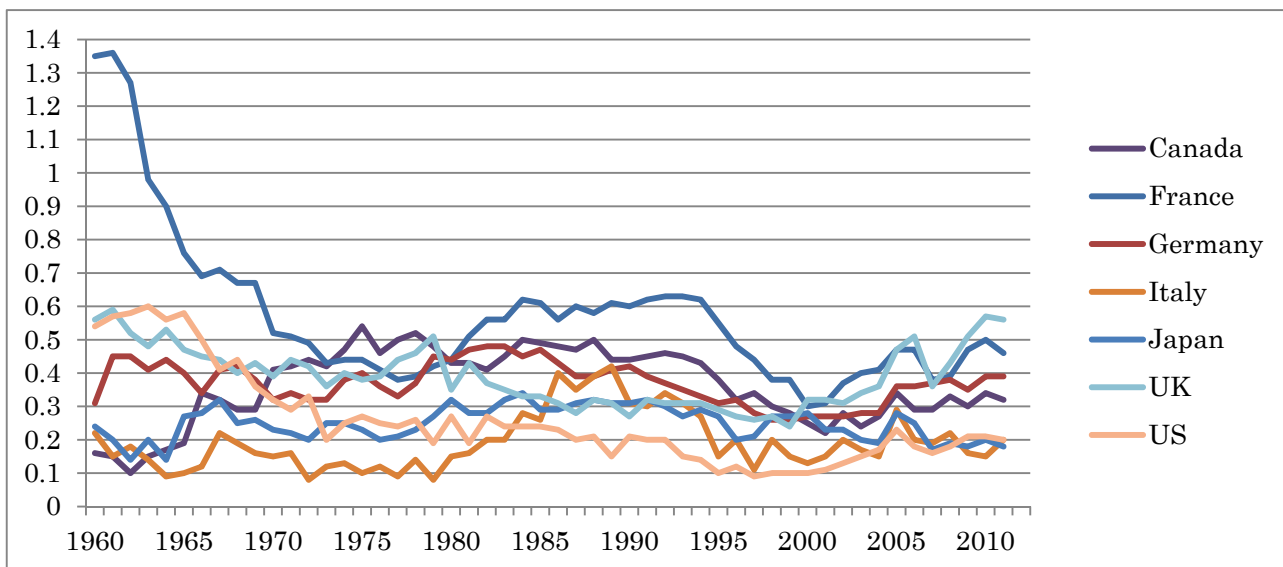
【資料1】 DAC 諸国の ODA 推移（総額、名目、100 万米ドル）



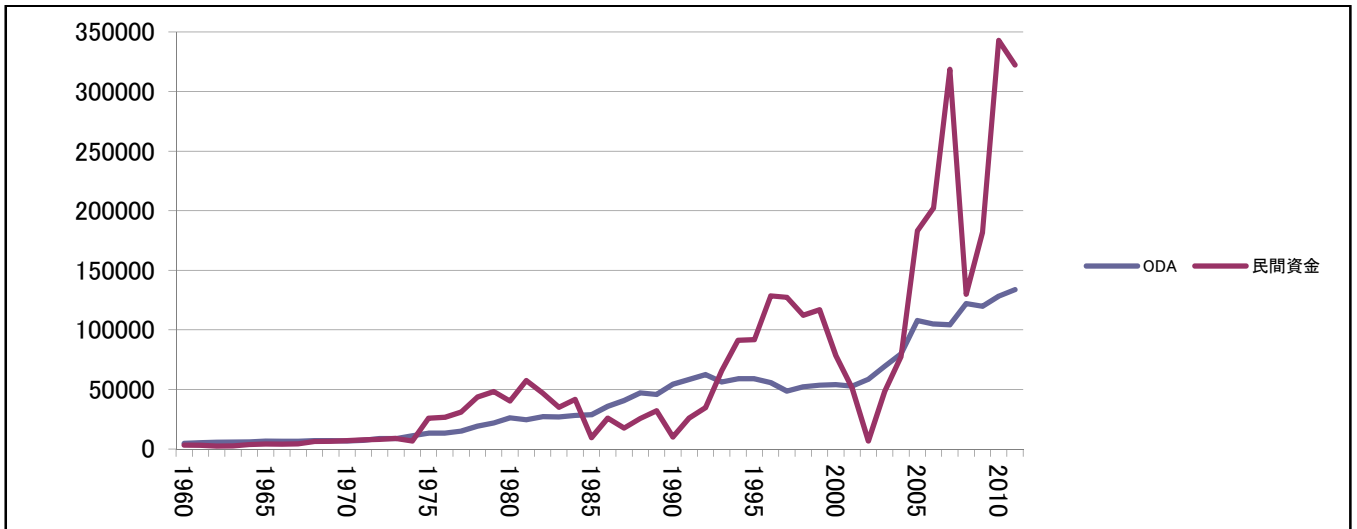
【資料2】 DAC 諸国の ODA 推移（対 GNI 比）



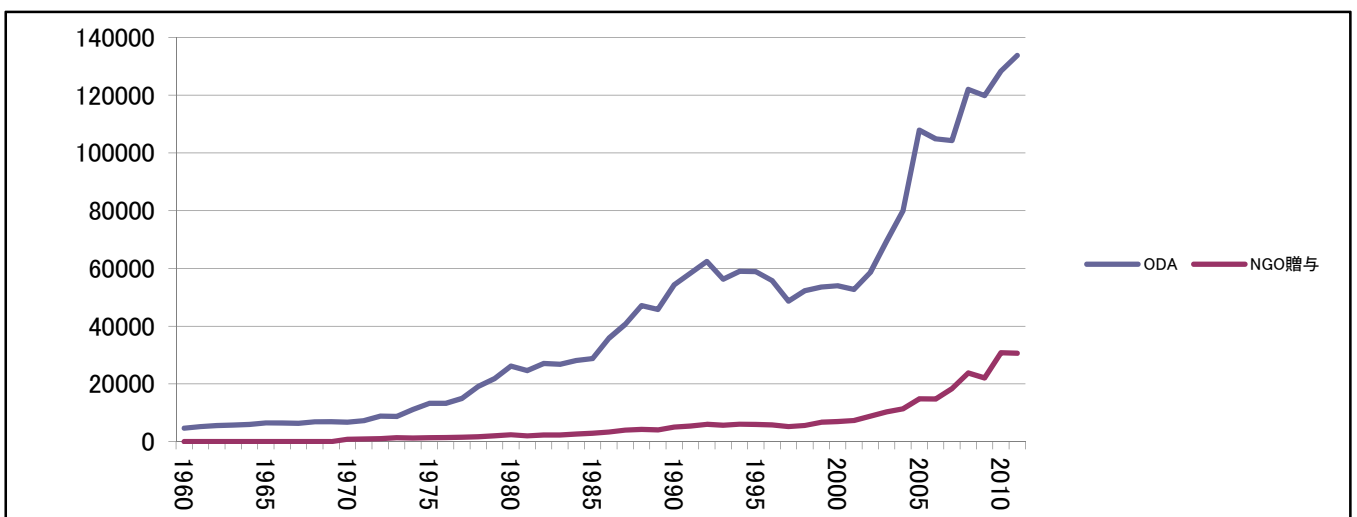
【資料3】 G7 諸国の ODA 推移（対 GNI 比）



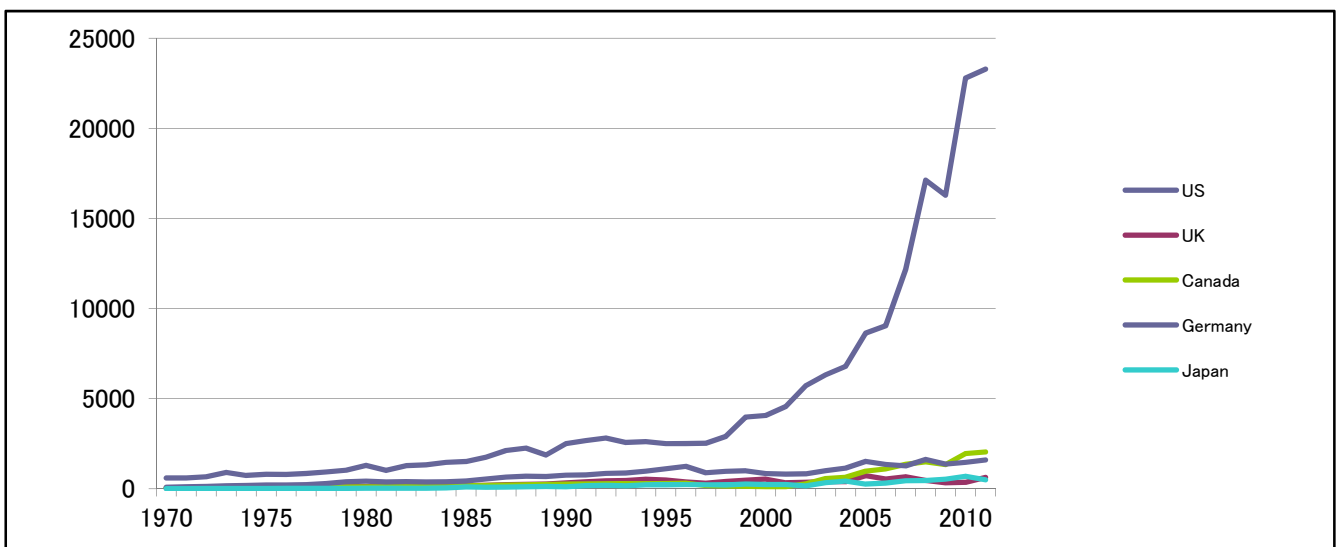
【資料4】 DAC 諸国及び主要開発国際機関の ODA 推移と民間資金の対比（総額、名目、100 万米ドル）



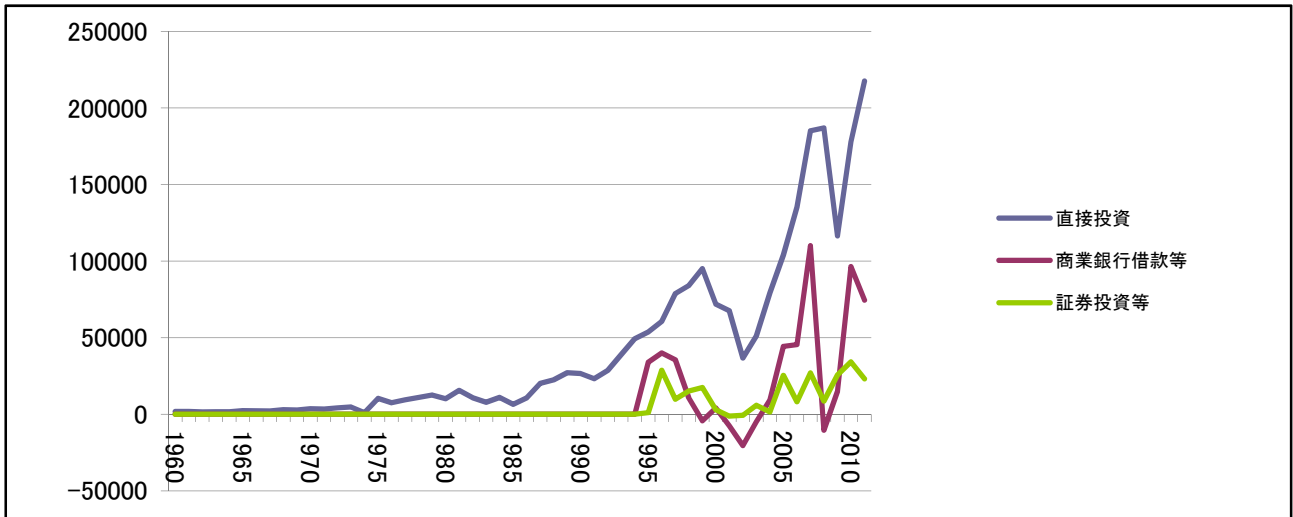
【資料5】 DAC 諸国及び主要開発国際機関の ODA と NGO 贈与の対比（総額、名目、100 万米ドル）



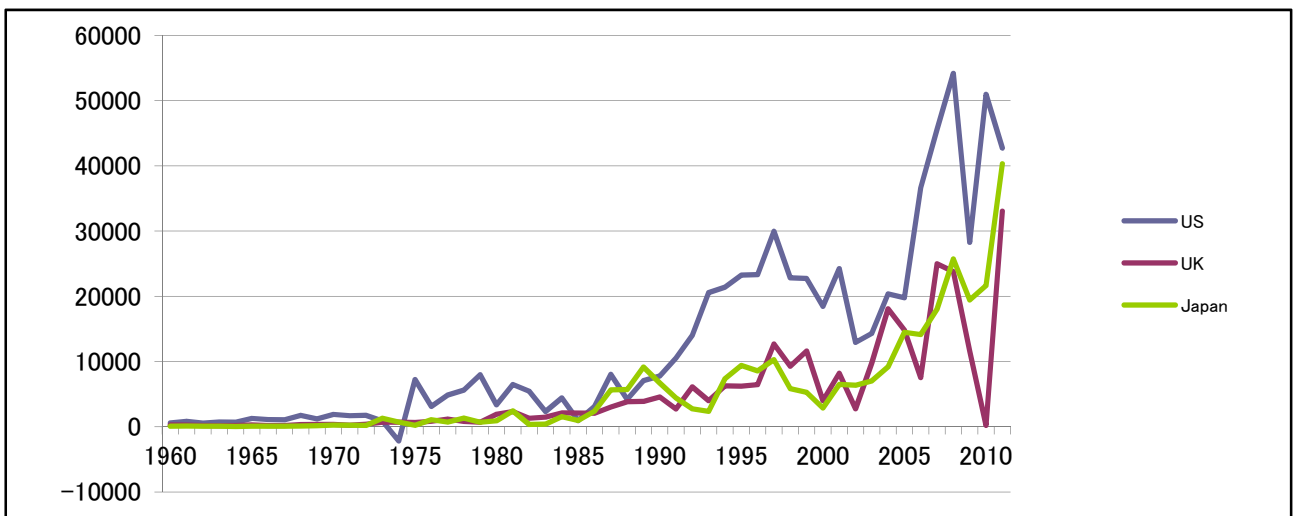
【資料6】 主要国 NGO 贈与の推移（総額、名目、100 万米ドル）



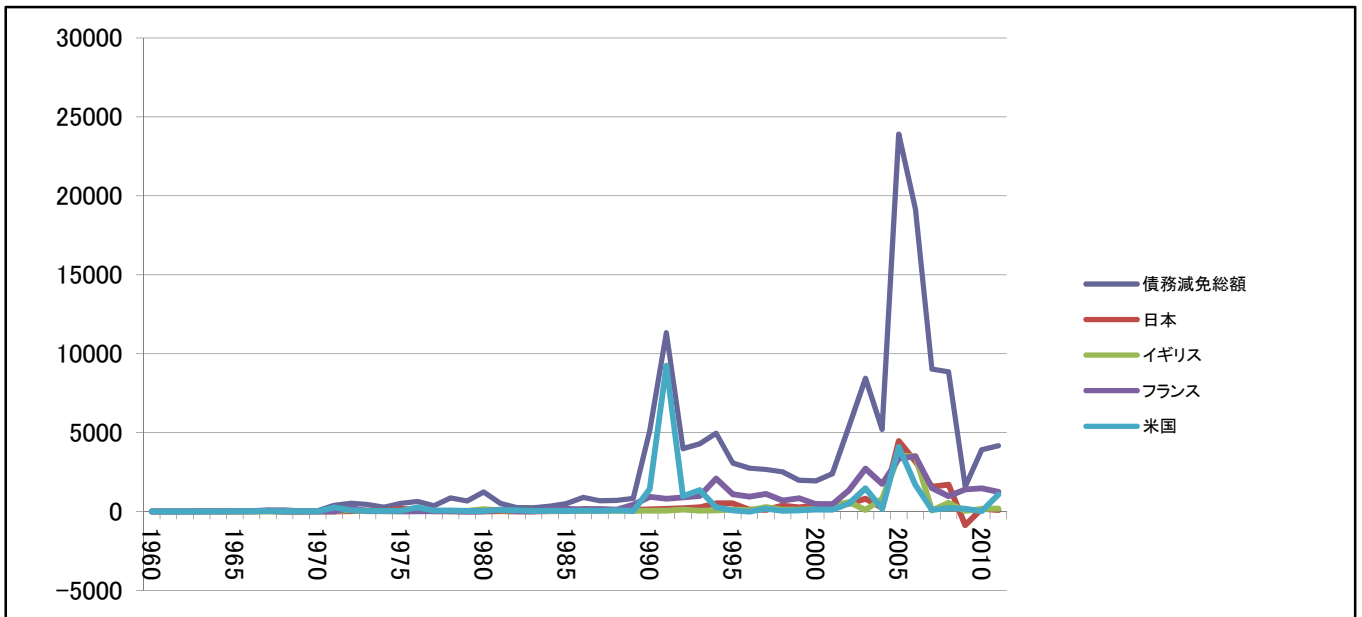
【資料7】 DAC 諸国の途上国への民間資金の推移（総額、名目、100 万米ドル）



【資料8】 主要国の途上国への直接投資流入の推移（総額、名目、100 万米ドル）



【資料9】 DAC 及び主要開発国際機関の債務再編・免除の推移（総額、名目、100 万米ドル）



【資料10】主要国 GDP 推移（名目、10 億ドル）

	1980		1990		2000		2010
1 米国	2,788.15	1 米国	5800.53	1 米国	9951.48	1 米国	14526.55
2 日本	1,086.99	2 日本	3103.70	2 日本	4731.20	2 中国	5930.39
3 ドイツ	826.14	3 ドイツ	1547.03	3 ドイツ	1891.93	3 日本	5488.42
4 フランス	690.79	4 フランス	1247.76	4 イギリス	1480.15	4 ドイツ	3286.45
5 イギリス	542.45	5 イタリア	1142.44	5 フランス	1331.59	5 フランス	2562.76
6 イタリア	470.04	6 イギリス	1017.79	6 中国	1198.48	6 イギリス	2263.10
7 カナダ	268.89	7 カナダ	582.74	7 イタリア	1107.25	7 ブラジル	2142.93
8 メキシコ	226.56	8 スペイン	520.71	8 カナダ	724.91	8 イタリア	2060.89
9 スペイン	224.50	9 ブラジル	465.00	9 メキシコ	671.93	9 インド	1597.95
10 アルゼンチン	209.00	10 中国	390.28	10 ブラジル	644.28	10 カナダ	1577.04
11 中国	202.46	12 インド	323.53	11 スペイン	582.38	11 ロシア	1487.29
12 インド	181.42	14 メキシコ	287.80	12 韓国	533.39	12 スペイン	1395.02
14 サウジアラビア	164.29	15 韓国	270.41	13 インド	476.35	14 メキシコ	1035.40
16 ブラジル	148.92	19 トルコ	202.38	16 台湾	284.47	15 韓国	1014.89

【資料11】主要国 GDP 推移（名目、10 億ドル）

